

第63回 定時株主総会 招集ご通知

TAKAMAZ
高松機械工業株式会社

証券コード 6155

開催日時 2024年6月26日（水曜日）
午前10時

開催場所 石川県白山市西新町152番地7
グランドホテル白山2階
グロリーホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、
当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

書面及びインターネットによる議決権行使期限



2024年6月25日（火曜日）
午後5時まで

CONTENTS

第63回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
事業報告	14
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37

証券コード 6155
2024年6月11日
(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株 主 各 位

石川県白山市旭丘1丁目8番地
高松機械工業株式会社
代表取締役社長 高松 宗一郎

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第63回定時株主総会招集ご通知」及び「第63回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面
省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.takamaz.co.jp/ir/shareholdermeeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類
/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご来場に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただく
ことも可能となっております。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に
従って、2024年6月25日(火曜日)営業時間終了の時(午後5時)までに議決権をご行使くださ
いますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日)午前10時
2. 場 所 石川県白山市西新町152番地7
グランドホテル白山2階 グローリーホール

3. 目的事項

報告事項 1. 第63期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第63期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

4. その他招集に当たっての決定事項

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

なお、株主総会終了後に、株主各位の当社に対するご理解をより深めていただくため、近況報告会を30分程度開催する予定でございます。

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項は、各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。また、当該ウェブサイト記載事項は、監査役及び会計監査人の監査の対象に含まれております。
 - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会ご出席者へのお土産は取りやめさせていただきました。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内



● 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入いただき、郵送にてご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年6月25日(火曜日)午後5時到着分まで



● インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にて、議案の賛否をご入力の上、ご送信ください。

行使期限 2024年6月25日(火曜日)午後5時受付分まで



● スマートフォン・タブレット端末による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り、表示されたURLを開き、画面の案内に従って議案の賛否をご入力の上、ご送信ください。

行使期限 2024年6月25日(火曜日)午後5時受付分まで



● 株主総会当日のご来場による議決権行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



※書面とインターネット(パソコン又はスマートフォン・タブレット端末)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



● インターネットによる議決権行使のご案内 ●

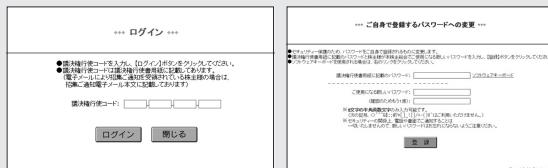
インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン・タブレット端末から当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://www.web54.net>



- 2 同封の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」を入力し、画面の案内に従って議案の賛否をご入力の際は、ご送信ください。



スマートフォン・タブレット端末による議決権行使

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

- ! ※一度議決権をご行使された後で行使内容を変更される場合は、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) へ直接アクセスしてご行使いただくことも可能です）。



- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- ※パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- ※パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するパソコン又はスマートフォン・タブレット端末の操作方法などにご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様のご期待にお応えすべく、当期の業績、今後の事業展開並びに配当性向等を総合的に勘案いたしまして、安定した配当を継続的に実施していきたいと考えております。

また、将来にわたる株主の皆様への利益を確保すべく、企業体質の強化をはかるため、内部留保の確保にも努める所存であります。

これにより、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処분을させていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額53,756,600円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 50,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 50,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役8名は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	たかまつ きよし 高松 喜与志 再任	代表取締役会長
2	たかまつ そういちろう 高松 宗一郎 再任	代表取締役社長
3	とくの ゆたか 徳野 穰 再任	専務取締役
4	いそべ みのる 磯部 稔 再任	常務取締役
5	しじま ひさし 四十万 尚 再任	常務取締役
6	なかにし ゆういち 中西 祐一 再任 社外 独立	取締役
7	いけもと ことみ 池元 ことみ 再任 社外 独立	取締役
8	たかた えみ 高田 英美 再任 社外 独立	取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <p style="text-align: center;">たか まつ きよし 高松喜与志 (1953年12月7日生)</p>	<p>1979年4月 当社入社 1984年5月 取締役 1988年5月 常務取締役 1990年5月 専務取締役 1994年6月 取締役副社長 1996年6月 代表取締役社長 2018年4月 代表取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 白山商工会議所 会頭 一般社団法人石川県経営者協会 会長 日本精密機械工業会 会長</p>	314,594株
<p>(取締役候補者とした理由) 高松喜与志氏は、1984年に取締役に就任後、常務取締役、専務取締役、取締役副社長及び代表取締役社長を経て、2018年からは代表取締役会長を務めており、当社における経営の管理・監督機能全般を担ってまいりました。こうした豊富な実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。</p>			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <p style="text-align: center;">たか まつ そういちろう 高松宗一郎 (1978年3月8日生)</p>	<p>2000年4月 当社入社 2010年4月 管理本部総務人事部長 2010年6月 取締役管理本部総務人事部長 2013年4月 取締役営業本部海外営業部長 2014年10月 代表取締役副社長 2018年4月 代表取締役社長 2022年4月 代表取締役社長兼工作機械事業本部長 2023年4月 代表取締役社長(現任)</p>	77,223株
<p>(取締役候補者とした理由) 高松宗一郎氏は、2010年に取締役に就任後、代表取締役副社長を経て、2018年からは代表取締役社長を務めており、当社における経営の管理・監督機能全般を担ってまいりました。こうした豊富な実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	<div data-bbox="254 374 334 412" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>とく の ゆたか</small> 徳 野 穰 (1957年1月19日生)	1979年4月 当社入社 2006年6月 取締役営業本部業務部長 2009年4月 取締役営業本部海外営業部長 2013年4月 取締役生産本部技術部長 2017年4月 取締役営業本部長兼国内営業部長 2018年4月 常務取締役営業本部長兼国内営業部長 2019年4月 常務取締役営業本部長兼業務部長兼国内営業部長 2020年4月 常務取締役営業本部長兼国内営業部長 2021年4月 常務取締役営業本部長 2022年4月 常務取締役営業本部長兼部品事業部担当 2023年4月 専務取締役工作機械事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH 取締役 PT.TAKAMAZ INDONESIA 取締役 TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A. DE C.V. 取締役 株式会社エフ・ティ・ジャパン 代表取締役社長	37,851株
(取締役候補者とした理由) 徳野穰氏は、2006年に取締役に就任後、2018年からは常務取締役に務めており、主に当社における営業部門の管理・監督機能を担ってきたほか、2023年からは専務取締役工作機械事業本部長として、事業部の管理・監督機能を担ってまいりました。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> いそ べ みのる 磯部 稔 (1958年5月11日生)	1981年4月 当社入社 2010年6月 執行役員生産本部技術部長 2014年6月 取締役営業本部国内営業部長 2017年4月 取締役生産本部長兼FAシステム部担当 2018年4月 常務取締役生産本部長兼FAシステム部担当 2020年4月 常務取締役生産本部長兼FAシステム部・杭州友嘉高松機械担当 2022年4月 常務取締役生産本部長兼産業機械部・新分野事業部・杭州友嘉高松機械担当 2023年4月 常務取締役新分野事業部・部品事業部・杭州友嘉高松機械担当(現任) (重要な兼職の状況) 杭州友嘉高松機械有限公司 董事	24,780株
(取締役候補者とした理由) 磯部稔氏は、2014年に取締役に就任後、2018年からは常務取締役に務めており、主として当社における製造部門の管理・監督機能を担ってきたほか、2022年からは新分野事業部、2023年からは部品事業部を担当し、両事業部の管理・監督機能を担ってまいりました。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。			
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> しじま ひさし 四十万 尚 (1960年1月18日生)	1989年1月 当社入社 2014年4月 執行役員管理本部企画経理部長 2016年6月 取締役管理本部副本部長兼企画経理部長 2017年4月 取締役管理本部長兼企画経理部長 2020年6月 常務取締役管理本部長兼企画経理部長 2021年4月 常務取締役管理本部長 2022年4月 常務取締役管理本部長兼品質保証部担当(現任) (重要な兼職の状況) TAKAMATSU MACHINERY USA, INC. 取締役 TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. 取締役 喜志高松機械(杭州)有限公司 監事 PT.TAKAMAZ INDONESIA 監査役 杭州友嘉高松機械有限公司 監事 株式会社エフ・ティ・ジャパン 監査役	26,903株
(取締役候補者とした理由) 四十万尚氏は、2016年に取締役に就任後、2020年からは常務取締役に務めており、主として当社における経営の管理・監督機能を担ってまいりました。こうした実績と経験を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任 社 外 独 立</div> <p style="text-align: center;">なか にし ゆう いち 中西 祐 一 (1975年12月9日生)</p>	<p>2002年10月 弁護士登録(金沢弁護士会)(現在) 2008年 6月 当社取締役(現任) 2014年 1月 中西祐一法律事務所開設 2018年 7月 株式会社サンウェルズ社外監査役 2019年 7月 株式会社サンウェルズ社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年10月 株式会社北國銀行社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士 中西祐一法律事務所代表 株式会社サンウェルズ 社外取締役(監査等委員) 株式会社北國銀行 社外監査役</p>	2,999株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>中西祐一氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、現在も他社の社外取締役(監査等委員)や社外監査役を務めているほか、弁護士としての豊富な経験・知識等を有していることから、当社の理論に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的・独立的な視点で当社の経営に関する適切な助言・監督等を行ってまいりました。こうした実績と経験を踏まえた適切な助言・監督等を行っていただくことを期待して、引き続き、社外取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏の社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって16年となります。 また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任 社外 独立</div> <small>いけ もと</small> 池元 ことみ (1954年12月4日生)	2004年12月 池元工業代表 2011年4月 白山商工会議所女性会理事 2012年4月 白山商工会議所女性会副会長 2013年12月 株式会社池元取締役会長 2016年4月 白山商工会議所女性会会長 2019年6月 全国商工会議所女性会連合会理事 2019年6月 石川県商工会議所女性会連合会会長 2020年5月 白山商工会議所女性会理事 2020年6月 当社取締役(現任) 2021年5月 公益社団法人松任法人会女性部会理事 (現任) 2022年12月 株式会社池元取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社池元 取締役	3,711株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>池元ことみ氏は、企業経営者としての豊富な経験を有するとともに、商工会議所女性会において要職を歴任し、女性の活躍や地域振興に関する経験・知識等を有していることから、当社の理論に捉われず、企業社会全体を踏まえた客観的・独立的な視点で当社の経営に関する適切な助言・監督等を行ってまいりました。こうした実績と経験を踏まえた適切な助言・監督等を行っていただくことを期待して、引き続き、社外取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏の社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。</p> <p>また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社外 独立</div> <small>たか た え み</small> 高田 英美 (1963年7月23日生)	2007年10月 高田産業株式会社総務部長 2014年6月 株式会社金沢彩の庭ホテル取締役(現任) 2017年7月 株式会社高田組不動産部長(現任) 2021年3月 株式会社金沢アドベンチャーズ取締役(現任) 2021年4月 公益財団法人石川県国際交流協会評議員 2022年5月 高田産業株式会社取締役(現任) 2022年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 高田産業株式会社 取締役 株式会社金沢彩の庭ホテル 取締役 株式会社金沢アドベンチャーズ 取締役	3,092株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 高田英美氏は、現在も複数の企業において経営に携わるなど、企業経営者としての豊富な経験と高い知見を有していることから、当社の理論に捉われず、企業社会全体を踏まえた客観的・独立的な視点で当社の経営に関する適切な助言・監督等を行ってまいりました。こうした実績と経験を踏まえた適切な助言・監督等を行っていただくことを期待して、引き続き、社外取締役として適任と判断したため、候補者といいたしました。 なお、同氏の社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。 また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式の数には、高松機械工業役員持株会における本人の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 中西祐一氏が社外監査役を務める株式会社北國銀行は、当社の主要な取引金融機関であり、また同氏は同行より報酬を受けております。
4. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者が選任された場合には当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告25ページから26ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会の構成

第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役会の構成(スキルマトリックス)は、次のとおりであります。

	特に期待する経験とスキル							
	企業経営	営業・マーケティング	生産・技術	財務・会計	労務・人事	法務・リスク管理	ダイバーシティ	国際経験
高松 喜与志	●	●				●		●
高松 宗一郎	●	●			●	●		●
徳野 穰	●	●	●			●		●
磯部 稔		●	●			●		●
四十万 尚				●	●	●		
中西 祐一					●	●		
池元 ことみ	●						●	
高田 英美	●				●		●	

(注) 上記一覧表は、主なものを選択しており、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会・経済活動の正常化が徐々に進み、景気は緩やかな回復傾向にあるものの、海外景気の下振れや、継続的な物価上昇及び資源価格、原材料価格の高騰、円安傾向の継続など、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの主力分野である工作機械業界においては、2023年度業界受注総額が前年同期比14.8%減の1兆4,531億円と、3年ぶりの減少となりました。内需では、特に自動車関連にて長らく設備投資の先送りが続き、全体としても依然力強さに欠ける展開が続いたこと、外需では、中国景気の低迷が継続したことなどが影響しました。

このような状況の中で、当社グループの当連結会計年度の受注高は144億52百万円(前年同期比10.1%減)、受注残高は67億20百万円(同8.9%増)、売上高は141億84百万円(同14.9%減)、営業損失は3億86百万円(前年同期は5億16百万円の営業利益)となりました。また、円安に伴う為替差益の計上等があったものの、中国市場の景気低迷から工作機械需要が大きく落ち込んだことで杭州友嘉高松機械有限公司に係る持分法による投資損失が増加した影響等から、経常損失は6億8百万円(前年同期は6億19百万円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純損失は5億65百万円(前年同期は4億89百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

なお、当社グループの受注高につきましては、従来、工作機械事業における「旋盤・改造機」の受注高に限定して開示しておりましたが、売上高との関連性を明確化するため、当連結会計年度より、工作機械事業における「旋盤・改造機」及び「部品・サービス等」の受注高並びにIT関連製造装置事業における受注高を含めた開示に変更しております。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

① 工作機械事業

当連結会計年度の経営成績は、受注高が132億13百万円(前年同期比9.5%減)、受注残高が61億87百万円(同10.6%増)、売上高が126億18百万円(同16.3%減)、営業損失が4億14百万円(前年同期は4億69百万円の営業利益)となりました。

受注高の地域別内訳は、北米向けが増加した一方で、国内向け、アジア向け及びヨーロッパ向けが減少した結果、内需が86億24百万円(前年同期比13.4%減)、外需が45億88百万円(同1.3%減)となりました。

売上高の地域別内訳は、すべての地域向けで減少した結果、内需が85億91百万円(同7.9%減)、外需が40億26百万円(同30.0%減)、外需比率が31.9%(前年同期は38.1%)となりました。

当連結会計年度における主な取り組みとして、コロナ禍からの脱却が進み経済社会活動が正常化する中で、国内では、MEX金沢2023及びMECT2023に出展し、海外では、ドイツEMO2023やタイMETALEX2023などへの出展のほか、アメリカ、タイ、ベトナム及びインドネシアの海外子会社でプライベートショーを実施するなど、主要展示会等でのPR活動を推進してきました。また、訪問活動の強化など、需要掘り起こしのための積極的な営業活動を進め、ユーザの生産性を向上するための自動化・省人化提案を行うことで、他社にない付加価値を提供することに努めてきました。特に、当社製品に対する認知度が低い自動車関連以外の市場開拓におきましては、実機による製品の特長や強みをPRする営業キャラバンを実施し、油圧・空圧機器メーカーの新規開拓に繋げました。当社の主力受注先である自動車関連の設備投資需要の回復が遅れている中、このような自動車関連以外への積極的な営業活動を推進することにより、建設機械や医療機器等、多岐にわたる市場からの受注を獲得しました。

また、原材料価格の高騰に対応して、2023年7月に機械本体や各種オプションの販売価格の改定を行いました。

更に新規事業への挑戦として、工作機械事業で培った当社の自動化技術と、株式会社PFUの持つ複合照明技術・特徴融合認識技術を融合させた「資源ごみAI自動選別機」の開発を進めてきました。試作機を各種展示会に出展して地方自治体や一般廃棄物処理業者などに積極的なPRを行い、引合確保に努めてきました。なお当製品は、「AI・B-sort」として2024年4月に正式販売を開始しました。

製品面では、今後需要が見込まれるEV対応のため、ターゲットワークとしてEV部品の加工にも狙いを定めた新製品開発を進めるとともに、カーボンニュートラルに貢献できる機能の実装をはかってきました。当連結会計年度では、高い生産性をベースに、DXとサステナビリティを追求した2スピンドル2タレット精密旋盤「XWT-8」を新規開発し、市場投入したほか、ベストセラー機である「XT-8」よりも、長いシャフトワークに対応しながらもストロークと剛性を保持した後継機の開発に取り組んできました。

生産面では、工作機械事業本部による一体的な取り組みを推進してきました。先行発注による安定生産、生産計画の情報共有の強化による早期出荷や追加生産枠の確保に取り組んだほか、複雑化傾向にあるお客様の仕様に対応するため、技術者同行の強化、機動的な設計人員の配置、外注設計の活用、技術部員や製造部員の育成・採用強化にも努めました。

設備投資面では、生産能力強化のために拡大移設した精密組立室の更なる活用をはかり、自動洗浄機を導入し、自動ランニング装置を増設しました。この一連の取り組みによって作業工数を短縮した結果、年間24百万円のコスト削減に繋がり、目標を10%以上上回ることができました。

② IT関連製造装置事業

当連結会計年度の経営成績は、受注高が12億39百万円(前年同期比15.5%減)、受注残高が5億33百万円(同7.8%減)、売上高が12億83百万円(同1.5%減)、営業利益が60百万円(同24.6%減)となりました。

既存取引先や商社を中心に計画的な営業活動に取り組んだほか、新規開拓にも注力してきましたが、半導体需要の調整が継続したことで受注高及び売上高が減少しました。

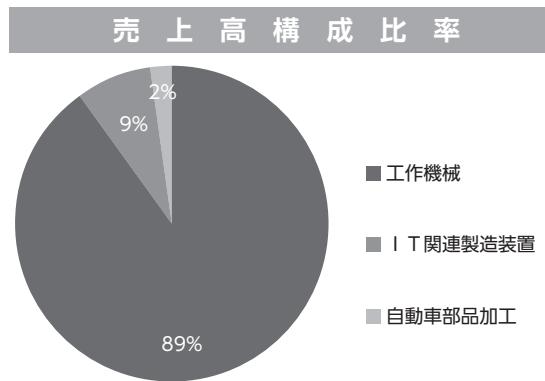
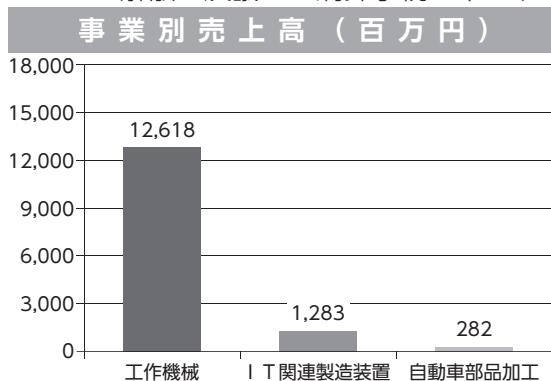
また、受注価格改定やコスト削減の取り組みに成果が上がっているものの、売上高の減少及び製品構成比の影響等により、営業利益も減少しました。

③ 自動車部品加工事業

当連結会計年度の経営成績は、売上高が2億82百万円(前年同期比4.7%減)、営業損失が19百万円(前年同期は32百万円の営業損失)となりました。

取引先である自動車メーカーの生産調整等が継続した影響を受けて売上高は減少しましたが、エネルギー価格高騰分を価格転嫁できたことにより、営業損失は縮小しました。

なお、不採算事業の見直しにより、タイで自動車部品加工事業を行う当社連結子会社TP MACHINE PARTS CO., LTD.は、2023年12月14日開催の同社臨時株主総会において解散を決議し、清算手続き中です。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は2億73百万円であり、その主なものは、システム関連投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本経済の先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されますが、能登半島地震による経済への影響に留意する必要があるほか、物価上昇、金融資本市場の変動、中東情勢、海外景気の減速等による下押しリスクも抱えております。

当社グループの主力分野である工作機械業界の先行きについては、需要の底堅い推移が見込まれており、日本工作機械工業会では、2024年暦年業界受注見通しを1兆5,000億円(前年同期比0.9%増)としております。内需では、半導体関連にて本格回復に向けた先行投資の受注がみえ始めているほか、自動車関連についても、2024年後半の本格回復が期待されており、また外需では、欧米において引き続き底堅い受注水準で推移すると見込まれております。

このような状況の中、当社グループでは利益重視の経営を推進し、業績改善をはかります。生販一体化した工作機械事業本部にて全社最適の視点から収益改善や効率化に取り組むことにより収益力を向上させるとともに、やりがいや働きがいのある職場・制度づくりの実現に向けた取り組みを進めていきます。

工作機械事業では、昨今の人手不足や人件費高騰を背景とした自動化ニーズ、カーボンニュートラル対応などの様々なニーズに対する潜在的需要があり、また自動車関連においては、EV関連投資だけではなく、足元ではHVやガソリン車への回帰の動きもみられるなど、不透明ながらも長期的には設備投資が進むものと見込まれますので、受注アップに向けた需要の取り込みに注力していきます。

当社の強みである自動化・カスタマイズを活かした付加価値の高い生産ラインの提案を積極的に進めるほか、カーボンニュートラルに対応する製品のPRを進めるなど、お客様に価値ある製品を提供することで業界の潜在的需要を掘り起こしてまいります。また、主要顧客である自動車関連の本格的な設備投資に備え、人材育成、設備投資など、今なすべき計画を着実に進めてまいります。

また2024年4月、新しく「利益向上プロジェクト」を立ち上げました。これまでも、原価低減や生産性向上に努めてきましたが、生産部門だけではなく営業部門もプロジェクトメンバーとなることで、受注から納品までの一連のプロセスにおいて、全社最適の視点で利益の向上に取り組んでいきます。

IT関連製造装置事業では、新規案件の開拓に注力していくほか、既存取引先からの安定受注確保に努めていくことで、売上高と利益の拡大をはかっていきます。

自動車部品加工事業では、不良発生の抑制と、機械可動率の向上をはかっていくことで、安定生産と収益改善に努めていきます。

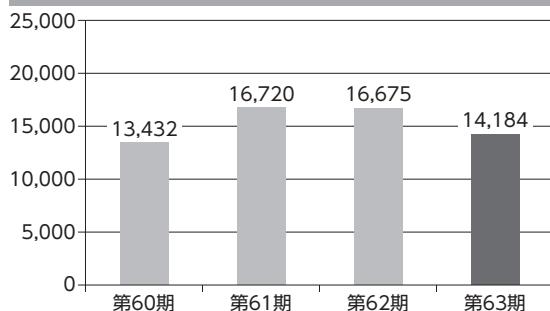
先行きは期待と不安が混在しておりますが、当社グループにおきましては、中期計画2024の基本方針に掲げる「チェンジ！チャレンジ！」を合言葉に、社員と会社が一体となって変化と挑戦を続け、企業価値の向上をはかっていきます。

当社グループといたしましては、今後も日々精進を続けていく所存でありますので、株主各位のより一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

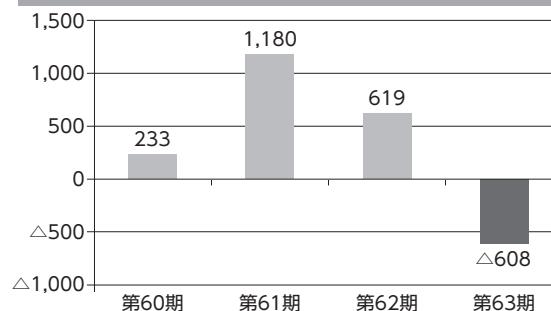
(5) 財産及び損益の状況

項 目 \ 期 別	第60期 (2021年3月期)	第61期 (2022年3月期)	第62期 (2023年3月期)	第63期(当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	13,432	16,720	16,675	14,184
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	233	1,180	619	△608
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円) 又は当期純損失(△)	△115	795	489	△565
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△10.56	73.03	45.21	△52.26
総 資 産 (百万円)	21,563	25,363	23,998	22,313
純 資 産 (百万円)	15,503	16,301	16,898	16,618

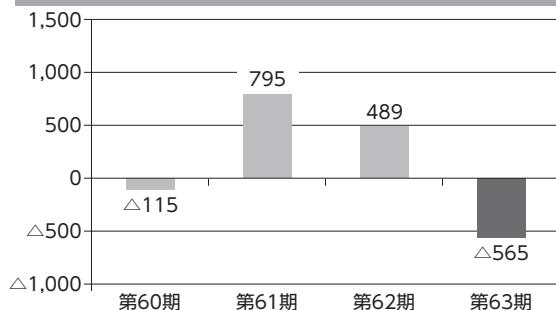
売上高 (百万円)



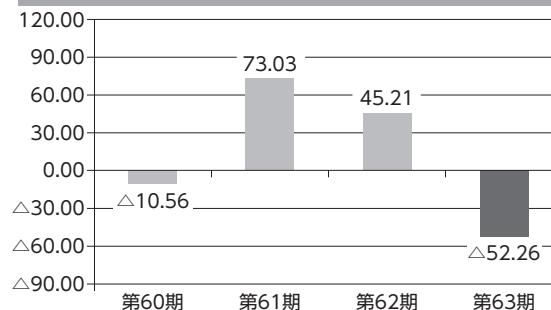
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益
又は当期純損失 (△) (百万円)



1株当たり当期純利益
又は当期純損失 (△) (円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC.	20万 USドル	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	1,000万 バーツ	99.3%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH	16万 ユーロ	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
喜志高松機械(杭州)有限公司	55万 USドル	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
PT.TAKAMAZ INDONESIA	100万 USドル	100.0% (内、間接保有分 1.0%)	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TP MACHINE PARTS CO., LTD.	4,000万 バーツ	99.9%	自動車部品の加工
TAKAMATSU MACHINERY VIETNAM CO., LTD	50万 USドル	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A. DE C.V.	600万 メキシコペソ	100.0% (内、間接保有分 1.0%)	工作機械販売及びサービス・メンテナンス

(注) TP MACHINE PARTS CO., LTD.は、2023年12月14日開催の同社臨時株主総会において解散を決議し、清算手続き中であります。

(7) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
工作機械事業	工作機械及びその周辺装置・部品等の製造販売・サービス・メンテナンス
IT関連製造装置事業	IT関連製造装置の製造
自動車部品加工事業	自動車部品等の加工

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社工場(石川県白山市旭丘1丁目8番地)

あさひ工場(石川県白山市)、第二工場(石川県白山市)、第三工場(石川県白山市)、
第四工場(石川県白山市)、開発センター(石川県白山市)ほか

営業拠点：関東支店、名古屋支店、大阪支店ほか

② 子会社

TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC.(アメリカ イリノイ州)

TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.(タイ サムットプラカーン県)

TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH(ドイツ ヒルデン市)

喜志高松機械(杭州)有限公司(中国 杭州市)

PT.TAKAMAZ INDONESIA(インドネシア ブカシ県)

TAKAMATSU MACHINERY VIETNAM CO., LTD(ベトナム ホーチミン市)

TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A. DE C.V.(メキシコ グアナフアト州)

③ 関連会社

杭州友嘉高松機械有限公司(中国 杭州市)

株式会社エフ・ティ・ジャパン(石川県白山市)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
562名	46名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
502名	33名減	38.9歳	14.2年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社北國銀行	635百万円
株式会社三菱UFJ銀行	200百万円
株式会社商工組合中央金庫	30百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,020,000株(自己株式268,680株を含む)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 3,001名(前期末比47名減)

(5) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高松機械工業取引先持株会	1,110千株	10.33%
株式会社タカマツ	810千株	7.53%
北国総合リース株式会社	433千株	4.03%
株式会社北国銀行	408千株	3.79%
日本生命保険相互会社	384千株	3.57%
株式会社朝日電機製作所	361千株	3.36%
明治安田生命保険相互会社	360千株	3.35%
高松機械工業社員持株会	343千株	3.20%
高松明毅	330千株	3.07%
高松喜与志	299千株	2.79%

(注) 持株比率は自己株式(268,680株)を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	18,633株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容の概要は、「4. 会社役員に関する事項 (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役
の報酬等」に記載のとおりであります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

新株予約権の名称	第3回中計連動新株予約権		
発行決議日	2022年10月31日		
新株予約権の数	3,730個(注)1		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 373,000株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額	無償		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 60,500円 (1株当たり 605円)		
権利行使期間	2025年5月19日から 2026年5月15日まで		
行使の条件	(注)2		
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	350個
		目的となる株式数	35,000株
		保有者数	5名
	監査役	新株予約権の数	70個
		目的となる株式数	7,000株
		保有者数	1名

- (注) 1. 新株予約権の数は、当社取締役及び当社使用人に交付された時点における総数を記載しております。
2. 第3回中計連動新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 割当てられた新株予約権には業績達成条件を付するものとし、当社の中期計画2024の最終年度(2025年3月期)において、連結売上高営業利益率8%及び連結売上高240億円を達成した場合にすべて行使することができるものとする。なお、当該業績達成条件を満たさなかった場合、その程度に応じ、新株予約権の一部又はすべてを行使することができないものとする。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員及び従業員又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。但し、新株予約権者が、定年・任期満了による退職・退任、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
 - (4) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。
3. 監査役が保有している新株予約権は、取締役として在任中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高松 喜与志	代表取締役会長	白山商工会議所 会頭 一般社団法人石川県経営者協会 会長 日本精密機械工業会 会長
高松 宗一郎	代表取締役社長	
徳野 穰	専務取締役 工作機械事業本部長	TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH 取締役 PT.TAKAMAZ INDONESIA 取締役 TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A. DE C.V. 取締役 株式会社エフ・ティ・ジャパン 代表取締役社長
磯部 稔	常務取締役 新分野事業部・部品事業部・杭州友嘉高松機械担当	杭州友嘉高松機械有限公司 董事
四十万 尚	常務取締役 管理本部長兼品質保証部担当	TAKAMATSU MACHINERY USA, INC. 取締役 TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. 取締役 喜志高松機械(杭州)有限公司 監事 PT.TAKAMAZ INDONESIA 監査役 杭州友嘉高松機械有限公司 監事 株式会社エフ・ティ・ジャパン 監査役
中西 祐一	取締役	弁護士 中西祐一法律事務所代表 株式会社サンウェルズ 社外取締役(監査等委員) 株式会社北國銀行 社外監査役
池元 ことみ	取締役	株式会社池元 取締役
高田 英美	取締役	高田産業株式会社 取締役 株式会社金沢彩の庭ホテル 取締役 株式会社金沢アドベンチャーズ 取締役
村田 俊哉	常勤監査役	
高井 和男	監査役	税理士 高井和男税理士事務所代表 公益社団法人松任法人会 事務局長
寺井 尚孝	監査役	株式会社北國フィナンシャルホールディングス 常務執行役員経営企画部長 株式会社北國銀行 常務執行役員経営企画部長兼デジタル部長 株式会社FDAlco 取締役

- (注) 1. 取締役中西祐一、池元ことみ、高田英美の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役高井和男、寺井尚孝の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役中西祐一、池元ことみ、高田英美、監査役高井和男の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

4. 監査役高井和男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2023年6月29日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、村田俊哉氏が辞任により取締役を退任いたしました。
6. 2023年6月29日開催の第62回定時株主総会において、村田俊哉、寺井尚孝の両氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 2023年6月29日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、成田秀信、杖村修司の両氏が任期満了により監査役を退任いたしました。
8. 当事業年度中に以下の取締役及び監査役の重要な兼職に異動がありました。

氏名	異動内容	異動年月日
徳野 穰	TP MACHINE PARTS CO., LTD. 取締役社長を退任	2023年12月14日
寺井 尚孝	株式会社北國フィナンシャルホールディングス 常務執行役員経営企画部長に就任	2024年3月1日
寺井 尚孝	株式会社北國銀行 常務執行役員経営企画部長兼デジタル部長に就任	2024年3月1日
寺井 尚孝	株式会社FDAlco 取締役に就任	2024年3月1日

9. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
唐木 英幹	上席執行役員 工作機械事業本部 副本部長兼海外営業部長
梅田 勝	上席執行役員 工作機械事業本部 副本部長
山野 真	執行役員 工作機械事業本部 技術部長
鍋木 一弘	執行役員 管理本部 企画経理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役並びに当社関連会社の取締役及び監査役であり、既に退任している取締役及び監査役を含みます。また、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補さ

れることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、経営諮問委員会の諮問を経て、2022年7月19日開催の取締役会にて「取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針」(以下、「決定方針」という)を決議しております。

取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上をはかるためのインセンティブとして機能する報酬体系とし、報酬に関する事項全般の決定は、社外役員が過半数を占める経営諮問委員会の諮問を必ず経ることで、「透明性」「客観性」「合理性」を確保しております。

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、金銭報酬(基本報酬、業績連動賞与等)及び非金銭報酬(ストック・オプション、譲渡制限付株式等)により構成するものとし、社外取締役の報酬は、その機能、職務を鑑み、基本報酬のみとしております。なお、取締役に対する退職慰労金は支給しないものとしております(第55回定時株主総会にて承認された退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給は除く)。

金銭報酬に関する内容、算定方法等については、経営諮問委員会の諮問を経て代表取締役社長が決定する社内規程にて定めるものとし、非金銭報酬である株式報酬は、中長期的な企業価値向上に資するために、効果的な活用をはかるものとしております。

そのため、取締役の報酬等の構成割合は変動しますが、経営諮問委員会において、当社の経営戦略、外部環境の変化、他社水準等を踏まえた検討を適宜行うものとしております。

なお、決定方針もしくは社内規程に定めのない事項については、代表取締役社長が原案を作成し、経営諮問委員会の諮問を経て取締役会にて審議・決定するものとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第55回定時株主総会決議において年額400百万円以内(うち社外取締役は年額10百万円)と決議されております(使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません)。当該定時株主総会終結時点における

取締役の員数は11名(うち社外取締役は2名)であります。

上記の報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第58回定時株主総会決議において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することによって与えられる株式報酬の額を年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点における取締役の員数は9名(社外取締役を除く)であります。

また、これら報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第61回定時株主総会決議において、譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつき、年間4万株以内かつ年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点における取締役の員数は6名(社外取締役を除く)であります。

監査役の金銭報酬の額は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点における監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の具体的内容については、取締役会決議に基づき代表取締役社長高松宗一郎が委任を受けております。その権限の内容は、取締役(社外取締役を除く)に対する賞与の配分、全取締役に対する基本報酬の額及び退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる退任取締役に対する退職慰労金の額並びに非金銭報酬である株式報酬の個人別割当数のほか、金銭報酬に関する内容、算定方法等の詳細を定める社内規程の改定であり、これら権限を委任した理由は、当社全体の業績を包括的に判断しつつ取締役の評価を行うこと、また、退任取締役の在任中の功績を評価することは、代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるようにするため、役員報酬に関する社内規程を整備するとともに、経営諮問委員会は、原案の妥当性等について審議した結果を答申し、代表取締役社長は、その答申の内容を十分に考慮しなければならないものと定める等の措置を講じております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	217 (4)	206 (4)	— (—)	11 (—)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	15 (3)	15 (3)	—	—	5 (3)

- (注) 1. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額及び譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。
2. 上記報酬等の額のほか、2016年6月28日開催の第55回定時株主総会決議に基づき、退任監査役1名に対し、役員退職慰労金0百万円を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告にて開示した役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。

⑤ 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容

業績連動報酬は、短期インセンティブとして、株主との価値共有を目的とし、株主への配当の原資となる単体当期純利益水準を基準に支給総額を決定する業績連動賞与を毎年一定の時期に支給しております。個別支給額については、社内規程に従い代表取締役が行う業績評価と役位に応じて決定しております。

なお、当事業年度における単体当期純利益の実績は、損益計算書に記載のとおりであります。

非金銭報酬である株式報酬は、業績連動型ストック・オプション及び譲渡制限付株式であり、主に中期インセンティブとして、中長期的な視野での企業価値向上に向けた取り組みを促進するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、効果的な活用をはかっております。

業績連動型ストック・オプションは、中期経営計画の業績目標達成度合い等によって行使割合が決定し、その内容の概要は、「3. 会社の新株予約権等に関する事項(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

譲渡制限付株式は、その目的や期待する効果を勘案して決定するものとし、個人別割当数や支給時期は、社内取締役に対し、社内規程に定める役位ごとの額を基準に個人別割当数を計算し、株主総会の決議を経た報酬限度額の範囲内で、原則として毎年一定の時期に当社普通株式の発行又は処分を行うものであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役中西祐一氏は、中西祐一法律事務所の代表及び株式会社サンウェルズの社外取締役(監査等委員)であります。当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。また、同氏は株式会社北國銀行の社外監査役であります。同行は当社の主要な取引金融機関であります。

取締役池元ことみ氏は、株式会社池元の取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

取締役高田英美氏は、高田産業株式会社の取締役、株式会社金沢彩の庭ホテルの取締役及び株式会社金沢アドベンチャーズの取締役であります。当社と各社との間には特別の関係はありません。

監査役高井和男氏は、高井和男税理士事務所の代表及び公益社団法人松任法人会の事務局長であります。当社と同事務所及び同法人との間には特別の関係はありません。

監査役寺井尚孝氏は、株式会社北國銀行の常務執行役員及び株式会社FDAlcoの取締役であり、かつ同行及び同社の親会社である株式会社北國フィナンシャルホールディングスの常務執行役員であります。同行は当社の主要な取引金融機関であります。当社と両社との間には取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役	中西 祐一	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っておりました。
	池元 ことみ	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、主に企業経営や経済団体の要職を歴任して培った知識・見地から適宜発言を行っておりました。
	高田 英美	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、主に企業経営で培った知識・見地から適宜発言を行っておりました。
社外監査役	高井 和男	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っておりました。
	寺井 尚孝	就任後開催の当事業年度の取締役会11回のすべてに出席し、また、就任後開催の当事業年度の監査役会10回のすべてに出席し、主に金融機関の経営を通じて培った知識・見地から適宜発言を行っておりました。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役中西祐一氏は、弁護士としての専門的な知識、経験等から、会社と経営陣との間の利益相反に対して適切な監督を行ったとともに、会社の業務執行や役員報酬に対する助言、意見などを行い、当社の理論に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行しました。

取締役池元ことみ氏は、企業経営、女性の活躍及び地域振興に関する豊富な知識、経験等から、会社の業務執行や役員報酬に対する助言、意見などを行い、当社の理論に捉われず、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行しました。

取締役高田英美氏は、現在も複数の企業において経営に携わるなど、企業経営者としての豊富な経験と高い知見を有していることから、豊富な知識、経験等から、会社の業務執行や役員報酬に対する助言、意見などを行い、当社の理論に捉われず、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行しました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査の状況

当社子会社のTAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.、喜志高松機械(杭州)有限公司、PT.TAKAMAZ INDONESIA、TP MACHINE PARTS CO., LTD. 及びTAKAMATSU MACHINERY VIETNAM CO., LTDは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告記載の数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,937	流 動 負 債	5,105
現金及び預金	3,335	支払手形及び買掛金	960
受取手形	65	電子記録債務	2,590
売掛金	3,007	短期借入金	690
電子記録債権	3,255	リース債務	22
商品及び製品	1,435	未払法人税等	17
仕掛品	1,637	賞与引当金	191
原材料及び貯蔵品	1,014	製品保証引当金	43
その他	190	営業外電子記録債務	73
貸倒引当金	△4	その他	515
固 定 資 産	8,376	固 定 負 債	589
有 形 固 定 資 産	6,925	長期借入金	185
建物及び構築物	3,817	リース債務	53
機械装置及び運搬具	500	退職給付に係る負債	130
工具、器具及び備品	141	長期未払金	216
土地	2,411	その他	3
リース資産	54	負 債 合 計	5,695
建設仮勘定	0	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	139	株 主 資 本	15,392
ソフトウェア	121	資本金	1,835
リース資産	17	資本剰余金	1,777
その他	0	利益剰余金	11,971
投 資 其 他 の 資 産	1,311	自 己 株 式	△192
投資有価証券	1,168	その他の包括利益累計額	1,205
繰延税金資産	98	その他有価証券評価差額金	214
その他	78	為替換算調整勘定	729
貸倒引当金	△34	退職給付に係る調整累計額	261
資 産 合 計	22,313	新 株 予 約 権	14
		非 支 配 株 主 持 分	5
		純 資 産 合 計	16,618
		負 債 純 資 産 合 計	22,313

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	14,184
売上原価	10,998
売上総利益	3,186
販売費及び一般管理費	3,573
営業損失	386
営業外収	
受取利息	9
受取配当金	8
為替差益	35
再生物売却収入	17
その他	35
営業外費用	
支払利息	1
持分法による投資損失	327
その他	0
経常損失	329
特別利益	
固定資産売却益	25
投資有価証券売却益	13
出資金清算益	6
特別損失	
固定資産売却損	1
固定資産除却損	0
減損	69
投資有価証券清算損	7
税金等調整前当期純損失	641
法人税、住民税及び事業税	88
法人税等調整額	△164
当期純損失	565
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純損失	565

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,864	流動負債	5,097
現金及び預金	1,939	支払手形	47
受取手形	65	買掛金	949
売掛金	3,083	電子記録債権	2,590
電子記録債権	3,255	短期借入金	640
商品及び製品	566	1年内返済予定の長期借入金	50
仕掛品	1,637	リース債務	22
原材料及び貯蔵品	920	未払金	212
前渡金	23	未払費用	137
その他	378	未払消費税等	50
貸倒引当金	△4	賞与引当金	187
固定資産	9,043	製品保証引当金	43
有形固定資産	6,888	営業外電子記録債権	73
建物	3,641	その他	91
構築物	169	固定負債	936
機械及び装置	476	長期借入金	185
車両運搬具	4	リース債務	53
工具、器具及び備品	129	退職給付引当金	480
土地	2,411	長期未払金	216
リース資産	54	負債合計	6,033
建設仮勘定	0	純資産の部	
無形固定資産	139	株主資本	14,645
ソフトウェア	121	資本	1,835
リース資産	17	資本剰余金	1,781
その他	0	資本準備金	1,776
投資その他の資産	2,015	その他資本剰余金	4
投資有価証券	588	利益剰余金	11,221
関係会社株	1,104	利益準備金	95
破産更生債権等	33	その他利益剰余金	11,125
繰延税金資産	289	配当準備金	137
その他	35	土地圧縮積立金	189
貸倒引当金	△34	固定資産圧縮積立金	0
資産合計	20,908	別途積立金	10,630
		繰越利益剰余金	168
		自己株式	△192
		評価・換算差額等	214
		その他有価証券評価差額金	214
		新株予約権	14
		純資産合計	14,875
		負債純資産合計	20,908

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		13,171
売上原価		10,478
売上総利益		2,693
販売費及び一般管理費		3,043
営業外収損		350
受取配当金	1	
受取配当金の他	371	
営業外費用	86	459
支払利息	2	
支払利息の他	0	2
経常利益		107
特別利益		
投資有価証券売却益	13	
出資金清算益	6	19
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
減損	69	
関係会社債権放棄損	20	
投資有価証券清算損	7	
貸倒引当金繰入額	12	110
税引前当期純利益		16
法人税、住民税及び事業税	40	
法人税等調整額	△152	△111
当期純利益		127

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

高松機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 眞 弘
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤岡 義 博

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高松機械工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高松機械工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

高松機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 眞 弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤岡 義 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高松機械工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

高松機械工業株式会社 監査役会

常勤監査役

社外監査役

社外監査役

村 田 俊 哉 ㊟

高 井 和 男 ㊟

寺 井 尚 孝 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 石川県白山市西新町152番地7
グランドホテル白山2階 グローリーホール TEL(076)274-0001



交通手段

1. 鉄道をご利用の場合 IRいしかわ鉄道「松任駅」下車(南口側)徒歩3分
2. バスをご利用の場合 北鉄バス「松任」経由の路線バスをご利用ください。
「松任」停留所から徒歩2分